

2015年1月15日

営業秘密（財産的情報）の保護のための法改正について

相澤英孝

1. 営業秘密の保護の重要性

企業の投資によって開発された技術等の営業秘密を保護しなければ、投資が阻害される虞があり、その保護は将来の経済発展のために重要である。特に、新興国における営業秘密の不正な使用は、日本企業の生産にも影響を与える虞がある。

営業秘密により大きな不正な利益を享受するのは、漏洩をした個人よりも、不正使用をした企業である。したがって、不正使用をした企業の利益の獲得を阻止することを考えなければならない。

外国における営業秘密の不正使用を阻止することは重要であるが、日本企業の外国における活動を阻害しないことへの配慮が必要である。

2. 民事法の改正

営業秘密の不正使用の目的は侵害者による利益の獲得であるから、侵害者に利得を与えないための差止請求や損害賠償請求が重要となる。

そのためには、水際措置の対象に、営業秘密の不正使用によって生産された製品を加えるとともに、その販売によって得た利益が損害賠償として権利者に支払われるべきことを明確にする必要がある。

営業秘密の不正使用に関する情報は、侵害者に偏在しているのであり、侵害者に情報を提供させる文書提出命令を強化することが侵害の立証のために必要である。なお、限定的な推定規定により、立証負担を軽減することも過渡的措置として、推定規定を設けることも考えられる。

3. 刑事法の改正

日本の警察権の行使は日本国内に限定されているのであり、海外における営業秘密の侵害に対して、日本が刑事罰を適用することには限界がある。実効性に疑問のある刑事罰の改正により、新興国や発展途上国の対抗立法を誘発することがあれば、外国で活動する日本企業が紛争に巻き込まれる虞が増大することになる。海外における営業秘密の不正使用に対する重罰規定を設けても、外国企業への適用は難しく、実効的であるとはいえない。

なお、日本の刑事手続においては、司法取引が認められていないので、刑事罰の適用に限界のあることにも、留意しなければならない。